

資料 2 - 1

第 2 期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の変更箇所

変更前	変更後
<p>表紙</p> <p>「第 2 期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（案）」の下</p> <p style="text-align: center;">平成 2 4 年 3 月策定</p>	<p>表紙</p> <p>「第 2 期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（案）」の下</p> <p style="text-align: center;">平成 2 4 年 3 月策定</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 年 月変更</u></p>
<p>P 2 5行目～</p> <p>次に山梨県の気象概要を記す。甲府の気候は盆地特有の内陸的気候で、年平均気温 15.2℃、8月の最高平均気温 34.2℃、2月の最低平均気温 0.5℃、年間降水量は 1,320mm となっている。標高の高い富士山麓の河口湖測候所では、年平均気温が 11.3℃、8月の最高平均気温が 29.6℃、2月の最低平均気温が -3.7℃と甲府盆地より冷涼である。（出典：平成 22 年気象データ（気象統計情報））</p>	<p>P 2 5行目～</p> <p>次に山梨県の気象概要を記す。甲府の気候は盆地特有の内陸的気候で、年平均気温 <u>14.7℃</u>、8月の最高平均気温 <u>32.5℃</u>、2月の最低平均気温 <u>-1.0℃</u>、年間降水量は 1,135mm となっている。標高の高い富士山麓の河口湖測候所では、年平均気温が <u>10.6℃</u>、8月の最高平均気温が <u>27.6℃</u>、2月の最低平均気温が <u>-5.2℃</u>と甲府盆地より冷涼である。（出典：<u>1981年～2010年</u>気象データ（気象統計情報））</p>
<p>P 5 「d 平成 22 年の分布状況」</p>	<p>P 5 「d 平成 22 年の分布状況」の次に以下を追加</p> <p><u>e 平成 24 年の分布状況</u></p> <p><u>次に平成 24 年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図 2-7 に示した。調査対象メッシュは 188、非調査対象メッシュは 28 であった。生息確認メッシュは 152 あり、生息確認率は 80.8%であった。平成 22 年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況よりもやや縮小している。</u></p>
<p>P 6 図 2-7</p>	<p>P 6 図 2-7 の次に図 2-8 を追加</p>
<p>e イノシシの密度指標の変化</p> <p>次に平成 15 年度から 22 年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表 3-1、図 3-1 に示した。捕獲率は年変動が大きい、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率共に横ばい傾向にありイノシシ密度の上昇を抑制することができていると考えられる。</p> <p>イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化することが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域</p>	<p>f イノシシの密度指標の変化</p> <p>次に平成 15 年度から <u>24 年度</u>までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表 3-1、図 3-1 に示した。捕獲率は年変動が大きい、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率共に横ばい傾向にありイノシシ密度の上昇を抑制することができていると考えられる。</p> <p>イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化することが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域</p>

<p>を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。(平成22年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より)</p>	<p>を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。<u>(平成25年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より)</u></p>
<p>P6 表 3-1</p>	<p>P6 表 3-1 に H23、H24 のデータを追加</p>
<p>P7 図 3-1</p>	<p>P7 図 3-1 に H23、H24 のデータを追加</p>
<p>P7 イ 被害等及び被害防除状況 (ア) 野生鳥獣による農作物被害状況 ① 農作物の加害獣別の被害状況 平成 22 年度における加害獣別の被害状況を図 3-2、表 3-2 に示した。被害の多くは、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの大型獣で占められており、被害面積は 154ha、被害量が 846t、被害金額が 1 億 9,000 万円となっている。その中でも、依然としてイノシシの被害が大きく、被害面積は約 41ha (26.6%)、被害量は 257t (30.4%)、被害金額が 5,600 万円 (29.5%) となっている。 平成 22 年度には、イノシシは、ニホンザルに次いで全体の 3 割前後の被害を出している。</p>	<p>P7 イ 被害等及び被害防除状況 (ア) 野生鳥獣による農作物被害状況 ① 農作物の加害獣別の被害状況 <u>平成 23 年度</u>における加害獣別の被害状況を図 3-2、表 3-2 に示した。被害の多くは、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの大型獣で占められており、被害面積は <u>150ha</u>、被害量が <u>874t</u>、被害金額が <u>1 億 9,500 万円</u> となっている。その中でも、依然としてイノシシの被害が大きく、被害面積は約 <u>37ha (24.7%)</u>、被害量は <u>244t (27.9%)</u>、被害金額が <u>5,400 万円 (27.7%)</u> となっている。 イノシシは、依然としてニホンザルに次いで全体の <u>3 割近く</u>の被害を出している。</p>
<p>P7 図 3-2</p>	<p>P7 図 3-2 を平成 23 年度のグラフに更新</p>
<p>P8 表 3-2</p>	<p>P8 表 3-2 を平成 23 年度のデータに更新</p>
<p>P8 図 3-3</p>	<p>P8 図 3-3 に H23 年度のデータを追加</p>
<p>P9～10 下から4行目 (2) 狩猟 本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から平成22年度までの狩猟による捕獲頭数は、8,736頭であり、1年あたり1,747頭となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、1,422頭であり、1年あたり284頭となっている。 延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、16.2%と2割近くとなっており猟期の延長により狩猟圧を強化できているといえる。</p>	<p>P9～10 下から4行目 (2) 狩猟 本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から<u>平成24年度</u>までの狩猟による捕獲頭数は、<u>11,788頭</u>であり、1年あたり<u>1,685頭</u>となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、<u>1,868頭</u>であり、1年あたり<u>266頭</u>となっている。 延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、<u>15.7%</u>と2割近くとなっており猟期の延長により狩猟圧を強化できているといえる。</p>
<p>P 1 0 7 行目 狩猟による捕獲頭数(イノシシ)</p>	<p>P 1 0 7 行目 狩猟による捕獲頭数(イノシシ) 表に H23、24 のデータを追加</p>

<p>P 1 0 枠の中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシについて、狩猟期間を現在の 11 月 15 日～2 月 15 日から 1 ヶ月間延長し、11 月 15 日～3 月 15 日とする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。 ・ イノシシについて特例休猟区制度を適用することとし、県下全域の休猟区におけるイノシシの狩猟を可能とする。 	<p>P 1 0 枠の中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシについて、狩猟期間を現在の 11 月 15 日 <u>から翌年 2 月 15 日までの期間を</u> 1 ヶ月間延長し、11 月 15 日 <u>から翌年 3 月 15 日</u> とする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。 ・ イノシシについて特例休猟区制度を適用することとし、県下全域の休猟区におけるイノシシの狩猟を可能とする。 ・ <u>イノシシを捕獲するために使用するくくりワナの輪の直径を 1 2 センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入らるう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り 2 0 センチメートル以下に緩和する。</u> <u>なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。</u>
<p>P 1 1 1 行目 有害捕獲による捕獲頭数 (イノシシ)</p>	<p>P 1 1 6 行目 有害捕獲による捕獲頭数 (イノシシ) 表に H23、24 のデータを追加</p>
<p>P 1 1 中程 管理捕獲による捕獲頭数 (イノシシ)</p>	<p>P 1 1 中程 管理捕獲による捕獲頭数 (イノシシ) 表に H23、24 のデータを追加</p>
<p>P 1 2 下から 9 行目</p> <p>過去 4 年 (平成 19 年度～22 年度) における捕獲頭数の平均値は、2, 6 0 9 頭である。平成 1 9 年度は、大量捕獲した平成 1 8 年度の翌年度であり、その反動による影響を考慮して、平成 1 8 年度の捕獲頭数との平均値を平成 1 9 年度の捕獲頭数として過去 4 年の捕獲頭数の平均値を求めると 2, 8 9 3. 5 頭となる。</p> <p>現在の捕獲頭数により、イノシシ密度の上昇を抑えることができていることから、耕作放棄地周辺等の里山における捕獲の取り組みのいっそうの強化により 3, 0 0 0 頭を目標とする。</p>	<p>P 1 2 下から 9 行目</p> <p><u>過去 7 年 (平成 18 年度～24 年度) における捕獲頭数の平均値は、2, 9 6 0 頭である。</u></p> <p>現在の捕獲頭数により、イノシシ密度の上昇を抑えることができている <u>と考えられる</u> ことから、耕作放棄地周辺等の里山における捕獲の取り組みのいっそうの強化により 3, 0 0 0 頭を目標とする。</p>